



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

指定管理者の指定（環境再生課）	1
救急病院の告示・3件（医療政策課）	1
村営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）	2
指定管理者の指定（森林管理課）	2
指定管理者の指定（ものづくり振興課）	2
指定管理者の指定・2件（企業立地推進課）	2
指定管理者の指定（情報産業振興課）	3
公共測量の実施の通知（道路管理課）	3
公有水面埋立地の用途変更の許可申請の要領（港湾課）	3
公有水面埋立地の用途変更の承認申請の要領（港湾課）	4

公 告

事後調査報告書の縦覧（道路街路課）	5
-------------------	---

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	5
----------------------	---

告 示

沖縄県告示第17号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第6条の規定により、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 沖縄市比屋根二丁目15番2号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第18号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄病院	宜野湾市我如古三丁目20番14号	独立行政法人国立病院機構	令和5年1月20日	令和8年1月19日

沖縄県告示第19号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
オリブ山病院	那覇市首里石嶺町4丁目356番地	社会医療法人葦の会	令和5年1月20日	令和8年1月19日

沖縄県告示第20号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
大道中央病院	那覇市安里1丁目1番37号	医療法人陽心会	令和5年1月20日	令和8年1月19日

沖縄県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、多良間村長から多良間第2地区（農村集落基盤再編・整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。
令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第22号

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第6条の規定により、沖縄県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。
令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 沖縄市比屋根二丁目15番2号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第23号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第6条の規定により、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者を次のとおり指定した。
令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 バイオセンター運営共同体
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市宇州崎7番地7
ヤシマ工業株式会社 那覇市久米2丁目16番25号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

沖縄県告示第24号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第6条の規定により、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第25号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第6条の規定により、航空機整備施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 ANAスカイビルサービス株式会社 東京都大田区羽田空港三丁目5番10号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第26号

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）第6条の規定により、沖縄情報通信センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム
代表者 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
ヤシマ工業株式会社 那覇市久米2丁目16番25号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第27号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊見城市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 豊見城市字与根
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年1月5日から同年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第28号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第20号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更の許可申請があった。その要領は、次のとおりである。

なお、申請書面及び関係図面は、令和5年1月20日から同年2月9日まで沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県中部土木事務所中城湾港建設現場事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 許可申請書の受理年月日 令和4年12月23日
- 2 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月19日 沖縄県指令土第1945号
- 3 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕

- 4 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1の地先公有水面
 (2) 面積 90,247.84平方メートル
- 5 用途変更の理由 平成22年に沖縄市が策定した東部海浜開発土地利用計画について、入域観光客等の増加などの社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度に沖縄市が同計画の修正案を作成した。同修正案及び令和4年3月に改訂された中城湾港港湾計画を受け、施設用地の配置及び規模を変更する必要があることから埋立地の用途変更を行う。
- 6 用途変更の内容

変更前		変更後	
用 途	面積 (ha)	用 途	面積 (ha)
ふ頭用地	約1.0	ふ頭用地	約1.0
商業・臨海商業施設用地	約2.4	商業・臨海商業施設用地	—
緑地	約5.0	宿泊施設用地	約2.4
道路用地	約0.5	緑地	約5.0
護岸用地	約0.1	道路用地	約0.5
		護岸用地	約0.1

- 7 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立地の用途変更に関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

沖縄県告示第29号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第21号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更の承認申請があった。その要領は、次のとおりである。

なお、申請書面及び関係図面は、令和5年1月20日から同年2月9日まで沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県中部土木事務所中城湾港建設現場事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 承認申請書の受理年月日 令和4年12月23日
- 2 埋立承認の年月日及び指令番号 平成12年12月19日 沖縄県指令士第1946号
- 3 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 (1) 免許を受けた者 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局
 (2) 代表者 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局長 田中愛智朗
- 4 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1、1127番、48番5、同泡瀬二丁目164番24号、164番59号、同泡瀬三丁目164番58号、164番70号、字泡瀬164番72、字比屋根854番7、854番6、比屋根五丁目854番4、853番3、853番4、851番1、855番3、855番2、855番4、855番及び比屋根五丁目844番から848番1を経て850番1に至る間の土地に接する無地番地の地先公有水面
 (2) 面積 858,071.44平方メートル
- 5 用途変更の理由 平成22年に沖縄市が策定した東部海浜開発土地利用計画について、入域観光客等の増加などの社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度に沖縄市が同計画の修正案を作成した。同修正案及び令和4年3月に改訂された中城湾港港湾計画を受け、施設用地の配置及び規模を変更する必要があることから埋立地の用途変更を行う。
- 6 用途変更の内容

変更前	変更後

用 途	面積 (ha)	用 途	面積 (ha)
マリーナ施設用地	約3	マリーナ施設用地	約3
交流施設用地	約2	交流施設用地	—
宿泊施設用地	約17	宿泊施設用地	約16
商業・臨海商業施設用地	約6	複合商業施設用地	約9
栽培漁業施設用地	約2	栽培漁業施設用地	約2
健康・医療施設用地	約8	健康・医療施設用地	約8
緑地	約18	緑地	約18
多目的広場用地	約16	多目的広場用地	約16
道路用地	約10	道路用地	約10
護岸用地	約4	護岸用地	約4

7 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立地の用途変更に関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和5年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 県道平和の道線（仮称）整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 延長7,800メートル（取付道路区間延長400メートルを含む。）
- 3 対象事業が実施されるべき区域 糸満市
- 4 事後調査の実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614
 - ウ 糸満市建設部建設課 糸満市潮崎町一丁目1番地 電話番号 098-840-8138
 - (2) 期間 令和5年1月25日から同年2月24日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年1月20日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我 那 覇 仁

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県病院総務システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業総務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年11月11日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社リウコム 代表取締役 宜保論 那覇市泉崎1丁目7番1号 琉球リース総合ビル11階
- 5 契約金額 49,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--